

職務著作の問題点

客員弁護士 大瀬戸 豪志

1 職務著作(法人著作)とは

著作権法における著作者は自然人であることが原則である(同法2条1項2号、創作者主義)。しかし、次の要件を満たす場合には、いわゆる職務著作(法人著作)として、「法人その他使用者」(以下「法人等」という。)が当該著作物の著作者になる(同法15条)。

- ①法人等の発意に基づくこと
- ②法人等の業務に従事する者が職務上作成したものであること
- ③法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること(プログラムの著作物についてはこの要件は不要)
- ④作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

職務著作が成立すると、法人等がその著作物の著作者となる結果、著作権及び著作者人格権は当該法人等に帰属する(著作権法17条1項)。

職務著作をめぐるのは、とくに上記の①と②の要件の充足の有無について論じられることが多く、③と④の要件については、従前、あまり議論の対象にされてこなかった。しかし、③の要件(第3要件)についても、とくに、著作名義の表示の仕方によって職務著作の成否に直接影響を及ぼす場合が少なくない。また、職務著作の成立による法人等の権利行使について問題が生じる場合がある。

2 「著作名義」の表示をめぐる問題

職務著作の第3要件である「自己の著作の名義」は、法人等が著作者として表示されていなければならない。書籍や研究報告書等の著作名義の表示として、「著作者」、「著者」、「編者」、「編著者」がみうけられる。そのうち、「著作者」及び「著者」の表示が、当該書籍や研究報告書等の著作名義に該当することは明白である。「編者」の表示は、複数人による論文集や雑誌などの編集著作物の著作名義としての意味を有する。「編著者」は、編集著作物の一部に編集者の著作物が含まれている場合の表示であり、当該編集著作物の著作名義と個々の著作物の著作名義としての意味を有す

る。

「法人等が自己の著作の名義の下に公表するものであること」という要件は、「結果として『法人等の名義で公表されたもの』ではなく、創作の時点において『法人等の名義で公表することが予定されていたもの』と解釈するのが相当である。」(大阪地裁平成24年2月16日判決—漢字検定対策問題集事件)とされている。その結果、たとえば、書籍や研究報告書等の奥付に「著作者 ○○大学」等の名称が表示されている場合にも、そこに収録されている個々の論文や研究報告等が、それぞれの創作の時点において当該大学の名義で公表することが予定されていたものでなければならず、そうでなかったときは、職務著作は成立しない。

共同研究の場合にとくに注意しなければならないのは、書籍等の奥付に「編者 ○○大学」とか「編者 ○○法律事務所」と表示されている場合である。その表示が当該書籍の編集著作者としての表示に該当することはいうまでもない。これにより○○大学や○○法律事務所は、編集著作物としての当該書籍等の著作者ということになる。しかし、その書籍に収録されている個々の論文や研究報告等の著作者は、それぞれの論文や研究報告等の作成者であって、大学や法律事務所は、それらの論文や研究報告等の著作者とはなり得ない。

また、刊行された書籍の奥付に「編者 ○○大学」とか「編者 ○○法律事務所」と表示されているだけで、当該書籍に収録されている個々の論文や研究報告等の著作名義が表示されていないときは、それらの論文や研究報告等について、もはや「法人等の名義で公表することが予定されていたもの」ということはできない。この点に関し、大阪地裁平成7年3月28日判決(商品カタログ事件)は、「未公表の著作物については、性質上法人等の著作名義で公表することを予定しているものは『公表するとすれば法人等の名義を付するような性格の著作物』ということができるとしても、既に公表された著作物であって、その公表の時点において法人等の著作名義が付されていないものは、『公表するとすれば法人等の名義を付するような性格の著作物』という余地はない。」と判示している。この判示は、既に刊行された著作物であって、その刊行の時点において「編者」としてのみ著作名義が表示されているだけで、個々の著作物の著作名義が表示されていない場合にも適用されるべきであろう。その結果、個々の著作物について職務著作は成立せず、実際の創作者である従業者が著作者となる。著作権法15条1項が法人等

の著作名義の表示を要求しているのは、「法人等がその著作物に関する責任を負い、対外的信頼を得ること」(東京地裁平成17年12月12日判決—宇宙開発事業団プログラム事件)にあるから、その表示は第三者保護の観点からも厳格に解されるべきものであるからである。

3 法人等が著作者となった場合の権利行使をめぐる問題

著作物について職務著作が成立すると、法人等が当該著作物の著作者となり、著作権及び著作者人格権は法人等に帰属する。その結果、法人等は、当該著作物を自由に利用することができるのが原則である。しかし、著作物を実際に創作した従業者の一般的人格的利益の保護の観点から、法人等による当該著作物の利用に一定の制約があるとする以下のような見解が有力に主張されている。

「現行法の下でも、従業者が現実の創作者であることに変わりはない以上、従業者の創作者としての尊厳を害するような行為については、一般的人格権に基づく救済が認められるべきである。このように、職務著作について、限定的とはいえ、従業者の人格的利益の保護が認められることになると、その分、使用者の著作物の利用に一定の制約が課されることになるが、個人の尊厳は雇用関係の中にあっても確保されるべき根源的な価値であるから、使用者は、自らの著作物の利用行為によって従業者の創作者としての尊厳を害することのないように配慮すべき立場にあることができよう。」(横山久芳「職務上作成される創作物の権利の帰属について—『創作者主義』と『一般雇用原則』の二つの視点からの検討—」日本工業所有権法学会年報39号199頁)

この見解によれば、たとえば、A、B、Cの3名の従業者が共同で作成した職務著作に係る研究論文等について、法人等が、AとBの氏名のみを表示し、Cの氏名を表示しないで公表したような場合に、Cは、その不表示によって研究者としての矜持が害される等、Cの人格的利益が害されるときは、一般的人格権としての氏名権の侵害を理由として法人等に対し不法行為責任を追及することができるということになるであろう。

このような考え方をさらに押しすすめれば、元来公表を予定していなかった職務著作に係る著作物を法人等の独断で公表したことにより従業者の名誉が著しく害された場合や、職務著作に係る著作物の法人等による改変により従業者の矜持や名誉が著しく害されるよ

うな場合も同様に、従業者は、一般的人格権としての名誉権の侵害を理由として法人等に対し不法行為責任を追及することができることになるであろう。

このほか、法人等が、その著作物について職務著作により自己に著作者としての地位があることを奇貨として、その権利の行使(公表)に当たり、実際の創作者の人格的利益を害する行為をしたときは、法人等による権利の濫用(民法1条3項)に当たる場合もある。